

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所においては縦覧に供する。

令和 3年 1月 29日

湯沢市長 鈴木 俊夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
別紙のとおり						

2 縦覧場所 湯沢市産業振興部農林課、湯沢市ホームページ
(ホームページリンク www.city-yuzawa.jp/kigyoshien13/)

3 本公告により湯沢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。